

快適職場認定申請 FAQ

更新日：平成 30 年 1 月 17 日

事務局に寄せられた快適職場認定の申請に関する問い合わせのうち、主要な内容を Q&A 形式でまとめていきます（今後、随時更新予定）。ご申請の際の参考としてください。

■ご質問：審査項目① <冷暖房機器類の設置>について

写真の枚数などの指定が無い様ですが、1枚のみに絞ってもよいのでしょうか。
(※また、写真1枚、説明文にはその他の機器類という事も可能でしょうか。機器類を入れる場合は、そのすべての写真も添付した方がよいでしょうか。)

【回答】

『第1回快適職場認定制度審査項目及び認定条件』では、認定に必要な資料として「設置されている機器類の写真」と規定されておりますので、『快適施策実施状況報告書』に記載するすべての機器類については、設置された状態を映した写真の掲載が原則となります。1枚の写真にすべての機器類が写っているのでしたら、1枚のみの掲載でも構いません。

ただし、同じカテゴリーに分類される機器を複数台設置している場合は、その内の1台の写真でも構いません。

例えば、メーカーの違いは問わず、大型扇風機を5台設置している場合は、その内の1台の写真でも構いません。5台設置していることは、文章として記述してください。（もちろん、複数台設置していることを強調されるのであれば、その台数分の写真を掲載していただいても構いません。）

審査の際は、作業所への機器類の設置の事実とその効果を、それぞれ写真と説明文で確認することとなります。

《記載例：扇風機、ドライミスト、遮光ネットを設置している場合》

写真：設置されている扇風機、ドライミスト、遮光ネットが写っているもの

説明文：現場における暑さ指数(WBGT)の低減のために、扇風機を〇台、ドライミストを〇台設置し、特に直射日光が当たる部分については遮光ネットを設置した。その結果、〇〇〇(例えば、「作業現場における暑さ指数〇度以下を維持できた」)の効果を得た。

■ご質問：審査項目⑧ <トイレ>について

「仮設の場合は、国土交通省が定める「快適トイレ」の仕様を全て満たすものとする」と書かれていますが、仕様を全て備えてあるか文章だけでなく、それぞれの写真も添付した方が良いでしょう。(フラッパー機能が確認できる位置からの写真など)

【回答】

審査項目⑧の審査に必要な資料を、下記の通り整理しましたのでご参照ください。

●Case1：常設のトイレの場合

→『快適施策実施状況報告書』には、水洗、洋式便座、現場に男女がいる場合は男女別となっていること、が分かる写真の掲載と、清潔に維持管理しているための取組みを記述してください。(例えば、「掃除当番を決めて毎日清掃している」)

●Case2：仮設のトイレで、国土交通省が定める「快適トイレ」の仕様を全て満たしていることが「国土交通省 快適トイレ事例集」やパンフレット(製品カタログ)などに明記されている場合

→『快適施策実施状況報告書』には、トイレの写真(全体写真で構いません。現場に男女がいる場合は男女別となっていることが分かるもの)の掲載と、仮設トイレの会社名、製品名、清潔に維持管理しているための取組み(例えば、「掃除当番を決めて毎日清掃している」)を記述してください。

加えて、別添資料として、国交省が定める「快適トイレ」の仕様を全て満たしていることが明記されている資料をメール添付にてお送りください(資料は1点のみで構いません)。

なお、「国土交通省 快適トイレ事例集」のようにインターネット上で公開されている資料であれば、公開されているウェブサイトの URL を『快適施策実施状況報告書』にご記載ください(この場合、メール添付にて資料を送る必要はありません)。

●Case3：仮設のトイレで、国土交通省が定める「快適トイレ」の仕様を全て満たしているが、そのことが「国土交通省 快適トイレ事例集」またはパンフレット等に明記されていない場合

→『快適施策実施状況報告書』には、トイレの写真(全体写真 [現場に男女がいる場合は男女別となっていることが分かるもの])と、快適トイレの各仕様(Ⅰ)～(Ⅺ)が装備されていることが分かる写真[「国土交通省 快適トイレ事例集」に掲載されている写真と同程度のもの]の掲載と、快適トイレ仕様適合状況(仕様一覧表)、清潔に維持管理しているための取組み(例えば、「掃除当番を決めて毎日清掃している」)を記述してください。

以上